

平成23年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	567床
(2) 年間入院患者数	167,994人
(3) 年間外来患者数	258,884人
(4) 一日平均入院患者数	459人
(5) 一日平均外来患者数	1,061人
(6) 主要な建設改良事業 医療機器整備事業 事業費	309,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	13,283,094千円
第1項	医業収益	11,764,557千円
第2項	医業外収益	1,518,535千円
第3項	特別利益	2千円
		支 出
第1款	病院事業費用	13,283,094千円
第1項	医業費用	12,875,323千円
第2項	医業外費用	398,293千円
第3項	特別損失	5,001千円
第4項	予備費	4,477千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額715,696千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	338,210千円
第1項	企業債	111,400千円
第2項	出資金	226,806千円
第3項	固定資産売却代金	2千円

第4項 国庫補助金 1千円
 第5項 県補助金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,053,906千円
 第1項 建設改良費 604,362千円
 第2項 企業債償還金 449,544千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	111,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給 与 費 6,393,483千円
 (2) 交 際 費 451千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,454,513千円と定める。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人